

【障害福祉サービス事業者】

練馬区施設等運営支援臨時給付金事業（食材料費・その他運営費） 事務手続

令和8年1月16日

1 事業内容

急激な物価上昇による影響を緩和することにより、障害者等が必要なサービスを継続的に受けられるようとするため、練馬区内に所在する障害福祉サービス事業所を運営する事業者（以下、「事業者」という。）に対し、練馬区施設等運営支援臨時給付金（食材料費・その他運営費）を支給する。

2 支給内容

支給対象者および請求区分

練馬区の区域内に所在し、東京都知事または練馬区長の指定または登録を受けており、つぎのアからエに規定する事業所を、令和7年10月1日以降運営し、かつ8年1月1日以降も運営を継続している事業者（区立施設を運営する指定管理者を除く。以下「事業者」という。）

ア 入所系

施設入所支援、共同生活援助…請求区分A-1

短期入所(空床利用型事業所を除く。)…請求区分A-2

イ 通所系…請求区分B

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、地域活動支援センター、日中一時支援事業（障害福祉サービス事業所の併設を除く。）、児童発達支援、放課後等デイサービス

ウ 訪問系…請求区分C

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、移動支援

ただし、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、移動支援については、障害福祉サービス事業所の併設を除く。

エ 相談系…請求区分D

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

支給額

ア 支給の対象期間は、令和7年10月から同年12月までとする。

イ 支給額は、食材料費およびその他運営費の価格上昇による影響額から算出した給付基準額を基に、下表により算出する。

【食材料費】

請求区分	計算式
A-1 入所系	定員1人当たり給付基準額6,000円×定員数

【その他運営費】

請求区分	計算式
A - 1 入所系	
A - 2 入所系	定員 1人当たり給付基準額 1,500 円 × 定員数
B 通所系	
C 訪問系	
D 相談系	1 事業所につき給付基準額 25,000 円

ウ 定員数は、令和7年10月1日時点の利用定員の数とし、10月以降に新規に開設する場合は、指定または登録時の利用定員の数とする。また、対象期間中に定員に変更がある場合は、各月1日時点の利用定員とする。

支給額を変更する場合の計算式

ア 令和7年10月以降、新規に開設した事業所については、開設した月から同年12月までの月数を3で割った数を、イ の表に基づき算出した額に乗じて支給額を算出する。

イ 令和7年10月から申請日までの間に、休止期間がある事業所については、休止期間の月数を3で割った数を、イ の表に基づき算出した額に乗じて減ずる額を算出し、イ の表に基づき算出した額から差し引いて支給額を算出する。

ウ 前記アおよびイに基づく計算式は、イ の表に基づき算出した額には適用しない。

エ 事業所の新規開設および休止に伴う事由発生日は、各月1日を基準日として算出する。

オ 令和7年10月以降、利用定員に変更があった場合、各月1日時点の定員数をもとに支給額を算出する。

給付金を支給しない場合

ア 本事業と対象経費を重複する他の補助金または給付金を受けている場合

イ 練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団である場合

ウ 代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員である場合または同条第3号に規定する暴力団関係者である場合

3 申請および支給方法

申請

ア 給付金を受けようとする事業者は、別途、区が指定する日までに区に対して、第1号様式により申請および請求を行う。

イ 申請事業者は、給付金を受け取るにあたり、運営法人の代表者名義の口座を指定することとする。なお、事業所名義の口座等、名義が異なる口座を指定する場合には、第2号様式（委任状）を区に提出するものとする。

ウ 事業者が2に規定する事業所を複数運営する場合（同一所在地において運営する場合を含む。）は、それぞれの事業所ごとに申請を行うことができる。

エ 前記ウにかかわらず、事業者が同一所在地かつ同一建物において、2ウに規定する事業所を複数運営するときは、請求区分ごとに1つの事業所についてのみ申請を行うこととする。

オ 2イに規定する支給額は、事業者が同一所在地かつ同一建物において、2ウに規定する障害福祉サービス事業所と介護訪問サービス事業所、または2エに規定する障害福祉サービス事業所と介護相談サービス事業所の両方を運営するときは、2ウに規定する事業所については申請することはできない。

支給

ア 区は、事業者から給付金の申請および請求があったときは、申請の内容について審査を行う。

イ 区は、給付金を支給すべきものと認めた場合は、支給額を決定し第3号様式により、事業者に通知するとともに速やかに支給する。

ウ 区は、給付金を支給しないものと認めた場合は、給付金の不支給を決定し、第4号様式により事業者に通知する。

精算

前記イにより支給した給付金の精算は不要とする。

4 その他

給付金の使途

本事業の目的は、物価上昇の影響により負担が増加した施設等の運営経費を賄うためのものであるため、支出にあたっては本事業の趣旨を踏まえること。なお、他の補助金または給付金へ申請している経費に充当することは認めない。

給付金支給条件

ア 本事業に係る収入および支出との関係を明らかにした調書を作成し、これを5年間保管しておくこと。

イ 区から障害福祉サービスの事業の遂行状況、経理状況その他必要な事項について、報告を求められたときは、速やかに報告すること。

ウ 前記アおよびイについて、区から必要な指示を受けたときは、ただちにその指示に従うこと。

エ 給付金を受けた年度およびその翌年度においても、給付対象となった障害福祉サービスの事業を継続するように努めること。

オ 前記アからエに掲げるもののほか、区が必要と認める条件を付すことができる。

支給決定の取消し

区は、支給決定事業者がつぎのアからオのいずれかに該当するときは、給付金の支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により、給付金の支給を受けたとき。

イ 納付金の支給決定の内容またはこれに付した条件その他この事務手続に違反したとき。

ウ 支給決定事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員または使用人その他
の従業員もしくは構成員を含む。）が2イまたはウに該当するに至ったとき。

エ 支給決定日以降に休止または廃止したとき。

オ 前記アからエに掲げるもののほか、区が不適当と認める事情が生じたとき。

給付金の返還

区は、給付金の支給決定の全部または一部を取り消した場合は、第5号様式により事
業者に通知する。この場合において、当該取消しの部分に関し、既に給付金が支給され
ているときは、その返還を命じるものとする。

その他

この事務手続に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は福祉部長が別
に定める。

付 則

この事務手続は、令和8年1月16日から施行し、7年10月1日から適用する。